

防犯設備整備費助成金 交付条件

- (1) 中央区防犯設備整備費助成金交付要綱の定めるところに従うこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、区長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 助成事業の内容を変更しようとする場合は、区長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに区長あてその理由その他必要な事項を書面により報告しなければならないこと。
- (5) 助成金及び助成事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を出納の閉鎖後5年間保存しておかななければならないこと。
- (6) 助成事業を行う者が次に掲げる事項に該当した場合は、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を期限を定めて命じることがあること。
 - イ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - ロ 助成金を他の用途に使用したとき。
 - ハ 助成金の交付に付した条件その他法令に違反したとき。
- (7) (6)の規定により助成金の全部又は一部の返還を命じた場合においては、その命にかかる助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）に年利10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合は除く。）を納付しなければならない。
- (8) この助成金の返還を命じた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付金額に対し、年利率10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (9) 交付決定団体は、助成事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。なお、**防犯カメラの設置及び管理に当たっては、次に掲げる事項のすべてを実施すること。**
 - ア 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
 - イ 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため厳正な管理を行うこと。
 - ウ 記録の保管期間は、1週間程度とすること。
 - エ 外部に記録を提供し、又は閲覧させるときは、法令等に基づくとき又

は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたときに限ること。

オ 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

カ 次に掲げる事項を規定した運営基準を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。

(ア) 管理責任者の設置及び責務

(イ) 防犯カメラの設置場所

(ウ) 防犯カメラの設置の周知方法

(エ) 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法

(オ) 記録の閲覧が可能な者の指定及び閲覧方法

(カ) 記録の外部提供の方法

(10) 交付決定団体は、区長が助成事業の運営及び経理若しくは取得財産等の状況について検査又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(11) 申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。